

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

神社対宗教問題に関する一考察：
神社参拝の公共性と宗教性

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2024-10-31 キーワード: 作成者: 藤田, 大誠 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000989

神社对宗教問題に関する一考察

——神社参拝の公共性と宗教性——

藤田大誠

一 はじめに——河野省三「神社对宗教問題の考察」について——

近代以降における「神社对宗教問題」（神社問題）とは、昭和三十一年における河野省三（当時、國學院大學名誉教授）の総括的論考「神社对宗教問題の考察」¹に拠れば、次のやうなものであつた。

神社对宗教といふのは、神社の祭祀と奉仕と又これに伴ふ施設並に活動を——一言にしていへば、神社崇敬を宗教として見るのが適當かといふ問題である。更にそのやうな神社の性格を我が国の行政上、一般の若しくは特殊な宗教として取り扱ふのがよいか、それとも宗教を離れた一種の国事或は公共的（国家的、社会的）儀礼として取り扱ふのが適切であるかどうかと云ふ問題である。そしてそれは、少くとも江戸時代から起つてゐる神道性格論の一面、特に重要な實際的の一側面であつて、明治維新以降は、殊にしばしば起つて、その度ごとに問題の意義を緊切にし、深化し、限定しつゝある課題である。

同論考で河野は、近世中期以降の神道家・国学者・儒学者・仏教者らによる「神道の公共的、普遍的、国家的性格をハッキリと明言し、その宗教的、個人的性格を否定した言説主張」と、明治維新以降の「神社行政の宗教性排除」や「多くの神道家を中心とした神社崇敬（神社祭祀）の非宗教性」の主張を関連させて考察すべきであると述べ、近代神社行政の流れを「明治時代に於ける神社崇敬の素質としての信仰心の問題から、神社祭祀（並に奉仕）に於ける公共性の拡張を経て、行政上に於ける神社崇敬の道德性、教育性の可能の検討となつて来た」と捉へつつ、主に神社の宗教性（宗教的要素、宗教的・信仰的表現）と公共性（国家的、社会的、道德的、教育的性格）に基づく「神社神道の性格論」といふ観点から「神社対宗教問題」について論じてゐる。

さらに河野は、「神社行政が神社の性格とその制度の沿革と、又その崇敬、奉斎の伝統にもとづいて、特に宗教圏外に置かれ、そこには自然、神社の祭祀乃至奉仕にとつて、官僚化、倫理化、画一化の行過ぎが生じながらも、やはり国民多数の通念や希望と一致する所があり、たとひ神社の性格を宗教圏内に入れて考へる人にとつても、神社崇敬の在り方に於いて容認せられる現状であつたのは、それが前述した神社の国家性、社会性、道德性、儀礼性等の所謂公共性に於いて、其の歴史と本質的な在り方が認められたからである。」と述べてゐる。

無論、かかる理解は、「宗教的潔癖性」を強く持つ宗教といへる真宗やキリスト教などの信者のなかには到底受け入れられないといふ向きも多いであらうし、実際彼らは、大正期以降において、神社の公共性と宗教性の発現の仕方に対する批判運動を展開して「神社対宗教問題」を惹き起こし、幾多の軋轢が生じてきたのである。そこにおいては、真宗やキリスト教の関係者らによつて、政府が行政上の方針としてきた「神社非宗教論」の「矛盾性・欺瞞性」が厳しく追及され、「国家の宗祀」かつ「非宗教」（道德的）であるべき神社から一切の「宗教色」を取り除くやうに政府に迫り、各地の神社の「宗教的行為」を厳しく非難する運動が展開されたのである。³⁾

しかしながら、大正九年十一月一日に鎮座祭を迎へた明治神宮では、「混雑の中で御賽銭を上げるのが随分困難」なほどに参拝者が集まり、しかも「確かに信仰の態度であつて祈願する者が非常に多」く、「どうも水天宮や浅草の観音に参る時と、殆んど同一の態度で参拝」する者ばかりであつて、「御札」もたいへんたくさん出たことから、「矢張り単に道徳的の考へを以て、明治聖帝を敬慕崇拜するのでは無くて、矢張り宗教的の信仰を以て参拝するものであると思はるゝのであります。」といふのが、一般国民における神社参拝の実情であつたといふ。⁽⁴⁾

近代において、「国民による国民のための神社」⁽⁵⁾、即ち国民・大衆の希望による「公共性」が集約された神社として創建された、明治天皇・昭憲皇太后を祀る極めて新しい「モダン」な形式の神社において、かくも大勢の参拝者が押し寄せ、「宗教性」溢れる参拝がなされてゐたといふことは、一般国民・大衆（公衆）にとつて「神社」とは、「神社対宗教」といふ二者択一では到底割り切れない〈空間〉であつたことを意味する。つまり、政府と真宗・キリスト教関係者のどちらの主張も、国民大衆の支持を広く得てゐたとは到底いへないのである。

然らば、その間にあつて、神社界に近い人々の「神社対宗教問題」における論じ方はどうであつたのか、といふことを、「神社参拝（神社崇敬）」の公共性と宗教性に焦点を当てて検討するのが本稿の目的である。

二 「神社対宗教問題」（神社問題）の経緯

ここでは、「神社対宗教問題」（神社問題）の経緯について、簡単に説明を加へておきたい。

明治維新以降、「Religion」の訳語である「宗教」概念の変遷過程を前提として、政府要路や真宗僧たちが洋行で得た「信教自由」と「政教分離」といふ近代的課題の重視のもと、政府要人（特に長州閥）に近い西本願寺の島地黙雷

ら真宗教団によつて「神道非宗教（治教）論」が提唱された⁷⁾。以後、それを「神社非宗教論」として採用した明治政府による明治十五年の神官教導職分離や同十七年の神仏教導職全廃・管長制の採用などの政策、さらには政府による神社（官社）切り捨て策（官国幣社保存金制度）に対する反発によつて拍車がかけられた明治二十年以降の神祇官興復運動、その要求と宗教事務多端を理由とする明治三十三年の内務省神社局・宗教局の設置・分離などが展開するなかで、「神社宗教／非宗教」が問題の焦点とされてきたのである⁸⁾。

「神社对宗教問題」としてクローズアップされてくるのは明治末期から大正初年にかけてであり、一部の真宗門徒やキリスト教徒が係はつた、明治天皇御平癒祈禱拒否問題や大正天皇即位大礼時における注連縄拒否、神棚奉斎拒否、神宮大麻拒否の問題、小学生の神社参拝拒否問題が惹起し、その背景となる地方官吏や教育者による「敬神崇祖」や神社参拝の奨励に対する真宗やキリスト教の関係者の反発があつた⁹⁾。

また、大正十五年五月十二日に設置された文部省の宗教制度調査会では、「宗教法」（第二次宗教法案）が審議・立案されてゐたが、その場で表面化してきたのが神社の「宗教性」をめぐる「神社对宗教問題」（神社問題¹⁰⁾であつた。昭和四年十二月十日に設けられた神社制度調査会でも「神社とは何か、宗教との関係如何」について議論が延々と戦はされたが、一向に決着などつかぬまま、昭和七年十月には個別の神社制度に関する審議へと推移したのである¹¹⁾。

三 大正期における神社の公共性に対する認識と宗教性の再確認

先述のやうに、「神社对宗教問題」は、明治末期から大正期にかけて本格的に持ち上がってくる問題であるが、その前提となる明治末期における「神社」並びに「神社参拝」に関するスタンダードな理解はどのやうなものであつた

のだらうか。まづはそれについて、神社法令を解説した宮尾詮・稲村貞文『増訂 神社行政法講義』から窺つてみたい。¹²⁾ 神社の国家性・公的性・公共性については、「神社は帝国神祇を齋祀し、公に祭典を執行し、公衆参拝の用に供する設備にして、社殿并に境内地を具備する营造物法人なり。」と明記されてをり、この基本線は、以後の解説書にも同様に維持された。因みに内務省神社局における官僚の理解に拠れば、戦前における「神社の定義」は、①神社は帝国の神祇を祭祀するもの、②神社は公の祭祀を執行するもの、③神社は公衆参拝の用に供するもの、④神社は神祇を齋祀する為めの設備、⑤神社は神社明細帳に登録せられたもの、といふ要件を満たした存在であり、「神社の法律上の性質」は、「国家の营造物にして公法人」といふものであつた。¹³⁾

「神社参拝」の開放性・公益性（公共性）については、「三 神社は公衆参拝の用に供す、神社は国家の宗祀にして一人一家の私有にすべきにあらざることは、明治四年五月十四日太政官布告の明文の示す所にして、神社が帝国の神祇を齋祀し、国家の宗祀として公に祭典を執行し、国家又は国民に於て、尊敬崇拜すべきたること、又上述の如きが故に、神社は公益上のものにして、私益上のものにあらざるや明かなり。従つて一人、数人若くは一家族のみの崇敬に留まり、私益を図るべきものにあらずして、須らく一般公衆の参拝すべきものたらざるべからず。然れば現行法規の上に於ても、人民私邸等に自祭する神祠は公衆の参拝を禁止せられたり。」¹⁴⁾と記されてゐる。（明治九年十月十五日）
（教部省通達第千八百号）

「神社」と「宗教」との関係については、「特に神社は（…中略…）其目的たるや祖宗若くは皇室又は国家に勲勞功績ありし神祇に対して、崇敬の意を致すに在り、故に宗教と必ずしも相関せず、此点に於て神社は、宗教上の儀式を執行し又は宗教を宣布するを目的とする寺院及神道其他の宗教と其性質全く同じからざるは勿論、神社の設備を以て一般宗教上の設備と同一視することを得ざるや明かなり。」と述べられ、厳然たる区別をしてゐる。

さらに氏子の権利義務としては、「我国人は何人と雖も凡べて其住居する土地、即ち氏子区域の属する氏神の氏子

たるべきもの」、「氏子は当然其氏神を崇敬して、如在の礼を竭くすべき慣習上の義務を有するものなり。」「氏子は其氏神社の維持を助くるの義務を有す。／となすを得べし。而して其負担に付ては租税の如く法律命令を以て定むるものにあらず、単に習慣上之を負担するの義務を有するものとするが故に、神社は氏子に対して之を強制すること能はず、全く氏子の任意に依りて之を負担せしむべきものなり。」（／は改行を示す。以下同じ）とあり、神社の氏子区域に居住する者は、「慣習上の義務」として氏神社（産土神社）への崇敬やその維持への協力をすべきであるが、それはあくまでも任意のものであり、神社も氏子に対してそれを強制することは出来ないとしてゐる。

また、続いて当時（大正初年）における、神職・国学者、官僚のなかでも知識人層に属する人々にとつての神社の祭神に対する「神観念」についても触れておきたい。それは、半ば官制的な性格を持つ（つまり、内務官僚の考へとも親和性が高いと目される）『神社協会雑誌』に掲載された国学者池邊義象の「神社主義」といふ論考において示された、西洋の英雄崇拜・銅像・記念物との比較対象としての神社といふ捉へ方（世俗的神観）から顕著に窺へる。¹⁵

（…前略…）英雄豪傑をして、益々大々人物たらしめ、愈々大きくならしめ、遂に完全無欠とし、神として之を崇め貴ぶのである。本より晋公にも楠公にも欠点はあらう、併し夫は言はずしていつこまでも神として奉斎し、一般国民にその靈徳を蒙らせ、千年前五百年前の人を、千年後五百年後までも之を仰ぎ之を慕ひ、その神徳を蒙らしめるやうにするのが即ち神社主義である。故に神社は報本反始の礼を尽す国家の宗祀なると共に、一方にはその国民の精神教育をいつくまでも掌らしめるために建立せられたものといふべきである。此のごとく神社は国民道徳と密着な関係を有するものであるが故に、国家も費用を捧げて、かゝる制度を設けあるものである。此の如き制度は西洋各国にも曾てないことで、寺院などは根本から違ふものである。然れば西洋各国では偉人はたゞ生きて居る中文、偉人として之を崇尊し、その人已に死しては相関せずといふかといふに決してさうではな

い、矢張りいづこまでも偉人を生かしゆいて、その薫陶を後世人に蒙らしめるやうな仕懸はある。何ぞや、いふまでもなく銅像石像及び肖像画、又はその居宅等総べてその人を記念すべきものを成る丈のこして、之を後世人に仰慕させるのである。或はその人名を町名に付すやうな方法もある。さりながら彼の国にては、たゞ偉人即ち英雄豪傑としてのこしておくが、我が国のはさうではなくて、神社に奉斎して之を崇敬し、礼を正して之を祭り、人以上のものとして拝礼するのである。これは見ように依つては、迷信のやうに思ふもあらうが、さうではない、その人を尊敬するあまりに礼拝するので人情の自然に生じたものである。故に神符を拝受するのにも更に差支はない。これ崇敬のあまり此に至るもので、かくてこそ神人感応して、家も齊ひ国も齊うて来るのである。(…後略…)

以上の点を踏まへ、次に大正期における神社界の議論の新たな展開をいくつか取り上げてみたい。

まづ、大正三年には、全国神職会において、神祇特別官衙設置問題に関し、特に有賀長雄の案について審議を重ねたといふことに注目しておきたい。¹⁶⁾大坂の国学者有賀長隣の長男として生まれ、東京大学を卒業し欧州留学の経験を活かして国内外の学問に通じ、早稲田大学などで教鞭をとつた社会学者・法学者の有賀長雄は、明治四十年代から度々、すでに神道は「国教」の用をなしてゐるとして「国教としての神道」(神道国教)論を展開してをり、「祭祀といふ事は既に宗教の事」と断じて内務省の「神社非宗教論」に基づく神社・宗教行政を批判し、「将来の制度に就いては、先づ宮中に国教に関する制度を審議する所の会議を設け天皇の神事大権を輔弼し奉るやうにするのである、而して神事に関する天皇の命令は、神務令として法律命令より之を分離して、国務大臣の責任を以て、之を左右することの出来ぬやうにせねばならぬ、」と皇室(宮中)祭祀と神社祭祀の結合・統一を構想してゐた。¹⁷⁾ここで注目すべきなのは、西洋から移入された新知識である「宗教」概念を前提として日本の「神社神道」を理解しようとしてゐることであるが、さらには「神事大権」(後に美濃部達吉は「祭祀大権」と称した)を持つ天皇が親祭する皇室祭祀(宮中祭祀)

と神社祭祀との合一を「理想」として提示してゐたことが重要である。翻つていへば、当時、皇室祭祀と神社祭祀の結合が実現してゐなかつたことの表れである（結局、この課題は近代には実現しなかつた）。

しかしながら、大正七年の段階においても、内務省神社局長の塚本清治は、「固より敬神思想を哲学上より觀察して其の宗教的觀念を含量するものなりや否やに付此所に述べやうとするのではない。乍併国家制度としては、神社を以て宗教上の機関として居ないと云ふことは之を斷言するに憚らないのである。」と述べ、「神社は宗教の機関にあらず」としてゐる。⁽¹⁸⁾要するに内務省神社局の「神社非宗教論」の立場に揺るぎは無かつたのである。

一方、同年、神宮神部署主事の當山春三は、「信仰は宗教の専有に有にあらざらず」、或いは「吾等日本国民には、崇敬と信仰との区別などは、理窟の上からはあるか知らんが、實際に於いては決してない。熾烈なる信仰あつて、始めて崇敬の実が生れる」と述べ、「我國民が神社に対する觀念は、内務省が心配する程輕薄のものではない。假令宗教であるとしても、決して憲法を楯に取つて、彼れ是れいふ様のものは一人もあるまい」と樂觀視してゐる。⁽¹⁹⁾

また、大正八年当時、「防府天満宮の神職」であつた安原清輔（帝国大学国文学科卒、後に芝大神宮社司）は、『神社と宗教』⁽²⁰⁾で、「神社は宗教でないにしても、宗教的分子や素質は澤山にある。神社は宗教であるにしても、宗教と同一視すべからざる点が又澤山にある。何れにしても他教の神と言へば決して礼拝もしないと云ふ事は人道とか博愛とかを高唱する基督教徒に似合はぬ事で、他宗と雖も傑出せる人格に対し礼拝するのは人の道人の礼である筈。吾々が釈迦や基督の人格を尊んで其祭壇に敬礼すると同様であらう。」と述べてゐる。

神宮神部署東京支署長の今泉定介（後、「定助」）は、大正十年の論考で、「今日唱へられて居る神道なるものは稍もすると狭義に偏するものがないではないが、之れは神道將來のため遺憾に堪へない次第である。例へば仏教基督教の如く自国以外の外教を目して一途に邪教なり魔道なりというて排斥するが如きは大に慎むべき短慮といはなければ

ならない。」といふ寛容性溢れる見解とともに、仏教・キリスト教は個人救済を主眼とするが、「我が神道に於ては個人を救ふと共に社会国家を救ふ」ものとする認識を示し、「神道」の国家的公共的側面に加へ、その宗教的側面を積極的にアピールし、「神道」概念の拡充を図つてゐる。⁽²¹⁾ さらに今泉は、大正末期の論考『神社非宗教論』において、冒頭で宗教制度調査会における政府当局の「神社非宗教論」を「賢明の説明」と支持した上で、「神社神道」と「既成宗教」の相違点について、「一、国家的と個人的」、「二、現在のと未来的」、「三、積極的と消極的」、「四、立体的と平面的」、「五、包容的と排他的」、「天皇神位的と神仏絶対的」を挙げつつ、「個人的と国家的、国家的と世界的、全然相反する二面を融合調節して、其の間に真理を得るのが、我が神ながらの道である。」と述べ、「斯く相違しても、尚かつ神道も宗教であるといはゞ、吾人は既成宗教を超越したる、一種の宗教であるといひたい。」と明確に「神社神道宗教論」を主張し、最後に「神職の反省自覚」を促してゐる。⁽²²⁾ これは川面凡児の影響以前に、宗教を超越するものといふ意味で「非宗教」の神道を設定した、師である国学者丸山作樂らの考へ方が根底にあらう。

以上のやうに、大正期には、依然として内務省神社局における「神社非宗教論」の堅持は不変であつたものの、神社界においては、明治期とは異なり、どのやうな主張を行ふにせよ、真正面から「宗教」概念と対峙せざるを得なくなつてゐることが窺へよう。そして、その「宗教」概念とは、必ずしも仏教やキリスト教が占有するやうな性格のものではなく、それらの教団とは切り離した形で積極的に捉へ得る性格のものとして受け止められてゐたといへよう。

四 「神社対宗教問題」と「神社参拝（神社崇敬）」に関する神社界の議論

昭和初年における「神社対宗教問題」の検討に入る前に、昭和二年の時点における神社界の「神社」並びに「神社

参拝」理解の一端を、群馬県皇典講究分所長櫻井稻磨の『現行神社法令通解』²³⁾から見ておかう。

「神社」と「宗教」の別については、「次に注意すべきは神社の神と宗教の神との相異である。神社の神は人即ち神である。歴史的事実の神である。中には偶々人体を備へぬ神があつても、それでも皇国国家と離るべからざるものである。随て国民は必ず之を崇敬せねばならぬ。(…中略…) 神社崇敬は日本国民たる資格であり、日本国民としての特権だといはねばならぬ。宗教の神は立教者を破璃として之を透して見た影像である。仮説的空想の神である。(…中略…) その間に必ず教祖といふものが介在する。随て国家の安寧秩序を妨げず臣民たる義務に背かない限り之を信ずると否とは各人の自由である。宗教は個人的部分的で神社は国家的公共的でなければならぬ。(…中略…) 神社に關する諸般の制度が国家に於て定められ、国家は之を指揮監督し、神社の事務は国家の事務として取扱はるゝに對し、宗教に至つては其安寧秩序に害あるか否かと監視せらるゝに止まる現行制度に照して神社と宗教との區別も了解せらるゝであらうと思ふ。(…後略…)」と記されてゐる。神社の神は「人即ち神」で「歴史的事実の神」である一方、宗教の神は「仮説的空想の神」であるとし、また、神社は「国家的公共的」である一方、宗教は「個人的部分的」であると位置付けてゐる。この時点においても、神社行政の観点では、内務省流の「神社非宗教論」に基づく神觀念を前提とした神社の「国家的公共性」の重視は變はつてゐない。

また、氏子の権利義務については、「我個人は何人でも総て其住居の土地即ち氏子区域の属する氏神の氏子たるべきものであるから其土地人民を守護し給ふ氏神に對して崇敬の誠を致さねばならぬ義務がある。詳しくいへば氏神に参拝し参神の維持をはからねばならぬ。此等の義務は法規上何等の定めはないけれども慣習上国民当然の義務と見る事が出来る。この義務は一面又其權利ともなる訳だ。氏神の崇敬乃至維持は氏子当然の權利として何人も之を侵害することは出来ない。崇敬者も亦これと同様である。」とあり、明治末期の『増訂 神社行政法講義』と同様の認識を

示してゐるが、慣習上の義務は権利でもあることが強調される一方、氏子への強制といふ観点には触れてゐない。

さて、かうした神社行政の基本的理解を前提とした上で、真宗やキリスト教勢力によつて、現実問題としての「神社対宗教問題」の渦中に引き摺り出された神社界の人々はどのやうな論で対抗して行つたのだらうか。

昭和五年一月、真宗十派が連署して政府要路などに対し「神社非宗教の精神」の徹底を求め、真宗の立場としては「一、正神には参拝し邪神には参拝せず 二、国民道徳意義に於て崇敬し宗教的意義に於ては崇敬する能はず 三、神社に向つて吉凶禍福を祈念せず 四、此の意義を含める神札護札を拝受する能はず」とすることを声明したため、二月に「東京府神職総代」は「神社制度調査に関する卑見」なる意見書を神社制度調査会に提出し、「神社の組織に、制度に、行事に目して以て宗教的なりとすべき点の多々存するは否むべき所に非ず。」としつつも、「あ、此神社を以て宗教なり、記念物なりと誣ふる如きは、是則皇国の国体を危くするものなり。宗教徒は、各その宗とする所を拝すべし、是憲法二十八条の保証する所なり。而して更に吾神明を尊崇しその本義に鑑み宗教を超越するの国民的大信念を以て神社に對すべし。若しそれ、神社を認めず妄に改革変更を望むが如きは、憲法第二十八條の前文「安寧秩序を妨げず臣民たるの義務に背かざるの限り」の條件に抵触するの責を免れ得ざるものなるべし。」と反論した。⁽²⁴⁾ また、五月にはキリスト教徒からも先の真宗声明とほぼ同様の進言書が神社制度調査会に提出されるなど、「神社対宗教問題」は混迷の度を深めて行つたのである。⁽²⁵⁾

そして同年五月、皇典講究所は『神社に就て諸氏の意見』⁽²⁶⁾を發行した。特に北野神社宮司山田新一郎の「神社崇敬の義務」では、「神社尊崇の二義」を説き、第一義を「信仰的崇敬」とする一方、第二義を「神靈の存在の確認を全く問題外」とする「尊敬的崇敬」として區別し、「国家並に国家の機関（神社を含む）は第一義に於て神社を崇敬し、国民個々は第一義又は第二義を自由に選択して神社を崇敬せり。」という二重構造の「崇敬」形態の提示によつて、

軋轢を何とか回避しようと努めてゐる。山田は、東京帝国大学法科大学出身で大阪府や東京府の書記官、鳥取県知事などの異色の経歴を持つ神社界の論客であつたが、元来「神社は神靈を中心」とし、「神社には、信念事項即ち謂ふ所の宗教的分子は豊富に存在」するが、「神社は宗教とはその形態を異にす」と述べてゐた。⁽²⁷⁾

また、同年六月、埼玉県神職会から発行された『神社崇敬の大義』⁽²⁸⁾（実際には河野省三が著述したといふ）は、冒頭に同神職会の決議を掲げ、「神社ハ日本民族固有ノ道德的信念ト宗教的信仰トヲ其ノ本質トスルモノニシテ、其ノ生活意識ニ基キ郷土觀念ヲ中心トシテ發達シ、建国以来我が国ノ政治ト密接ナル關係ヲ保チ、歴史ト習慣トヲ尊重スルヲ以テ其ノ特性トスルガ故ニ、自ら我が国體觀念ノ基調ヲ為シ、我が國民精神ノ根柢ヲ成セリ。」とその両義性を端的に表現してゐる。そして本文では、次のやうに記してゐる。

神社から宗教味を取り去れば社殿は一個の記念物と化し、日本人の宗教的情操と信仰とは去つて他の宗教に対する信仰の裏に溶けてしまふ。然るに神社の宗教味が極めて純で大らかであり、其の宗教的信仰が包容的で特殊の教理を具へてをらぬからして、自ら有ゆる宗教を容れ、その信仰を日本化することが出来るのである。之れ全く日本民族の宗教心の特色であり、神社崇敬の特質である。此に注意すべきことは、斯やうに宗教味乃至宗教的信仰があると云ふこと、換言すれば宗教的要素や宗教的行為が存在すると云ふことは、そのまゝ、直に今日の法律上の対象たる宗教となるのではないと云ふことである。宗教の今日に於ける發達の階段、若しくは社会通念の上 に於ける宗教の組織と云ふものは、少くとも教理、それに対する信者それを宣伝する布教機関、それ等に関係する教規等を具備した宗教団体が即ち、現代人の常識から見た宗教であつて、法律や制度は其の形態が此の程度に發達し、かう云ふ組織と機能とを有する宗教的団体を宗教として取扱はねばならぬものである。それ故、神社は行政上宗教の圏外に置くのが至当である。たとひ極めて広く漠然たる意味で宗教といふ語を用ゐる結果として、

神社崇敬も亦宗教の圈内に入れると云ふことが万一成立つとしても、全然他の宗教と同一視し同様に取り扱ふことの不可なる理由が、即ち此に説く神社の特質からして立証せられるのである。

さらには同年秋、東京府神職会の神社制度確立期成会は、『神社問題の研究』⁽²⁹⁾といふ小冊子を作成し、各方面に配布した。先の「神社制度調査に関する卑見」があくまでも「防戦」のためのものとすれば、これは積極的な主張を盛り込んだ「攻め」を意識したものであつたといへる。即ち、「制度上の考察」として、「神社は宗教学、或は比較宗教学の如き、学術的の方面から考察する時は、一種の宗教であるが、其内容を深く研究するに於て、他の如何なる宗教も有せざる特殊性を有する事は明かなる事実である。事に制度上より考察する時は、一般宗教と同一の下に置くことは出来ない。制度上神社を宗教なりと規定する結果は、現在に於ける国民の大多数は、神社神道と称すべき一の宗教を信奉する事になる。」としつつ、「然し究極は、神社は国家と特殊なる關係を有する宗教なりと規定するが最も妥当なる考察であると思ふ。乍然此の如き論議が決定せられざる以上、制度上神社を宗教なりと為すことは出来ない。此意味に於て神社は宗教に非ずと規定すべきであると主張するのである。」と述べ、最後には、「神社に対する国民の信仰は信教自由の條項の支配を受く可きではない。之は国家統制上国民たるもの、当然の義務なりと解すべきである。故に仏教徒でも、基督教徒でも、如何なる宗教信仰を奉ずる者でも、神社信仰を承認した上に於て、其信ずる処の宗教を選定すべきである。」と結論付けてゐるのである。

以上のやうに、当時の「神社对宗教問題」に対する神社界の姿勢は、内務省流の「神社非宗教論」の強調やその墨守ではなく、これまでも強く主張されてきた神社の国家的公共的側面に加へて、その宗教的側面を積極的に評価した上で私的な「個人信仰」たる他宗教との差異をアピールしてゐることが特徴である。

しかし、神社制度調査会のなかでは、東京府神職会の意見をはじめ、『神社に就て諸氏の意見』や今泉定助、川面

凡児、加藤玄智らが議論の俎上に乗せられたこともあつたものの、昭和五年六月二十八日の神社制度調査会第三回総会において安達謙蔵内務大臣は、「従来政府ハ神社ヲ以テ宗教ト全然區別シテ取扱ツテ居リマス、神社ガ学問上広イ意義ニ於キマシテ所謂宗教ノ範類ニ入ルカドウカハ別問題ト致シマシテ、日本ノ国家ト神社トハ特別ノ關係ニアルト思ヒマスカラ、神社ハドウシテモ所謂国家ノ宗祀トシテ永遠ニ之ヲ尊崇ヲシナケレバナラヌモノデアリマシテ、従来制度上神社ヲ全然宗教ト區別シテ取扱ヒ来ツタコトハ至当ノコト、存ゼラレマスカラ、将来モ此ノ方針デ参リタイト考ヘテ居リマス、」と述べ、「神社非宗教論」の堅持が宣言されたやうに、ここにおいても政府・内務省の見解に揺るぎは無かつた。⁽³⁰⁾ 神社制度調査会においては、特別委員長江木千之のもと、特に「神社宗教（国教）論」を強く主張する筈克彦と「神社非宗教論」を堅持する清水澄との間で「神社宗教／非宗教」についての議論も盛んに戦はされたが、結局、全く噛み合ふこともなく、平行線のまま推移したに過ぎなかつたのである。⁽³¹⁾

「神社对宗教問題」においては、神社側の議論に立つ論者のなかには、神社参拝拒否の学校教員・生徒に対して「他に帰化でもして、自由の天地を求むるがよろしからう。」⁽³²⁾ 或は神宮大麻や神社の神符を拒む者に対し、「是明かに国民の義務に背きたるもので、非国民と言はなければならぬ。」⁽³³⁾ などと極めて乱暴な言葉遣ひを用ゐる者もゐたことも確かであつた。しかし、激越な物言ひや揶揄的言辞は、キリスト教や真宗側から神社神道側に対しても盛んになされてをり（といふか、『読売新聞』宗教欄など主要媒体に載る知識人による言説の数としては、こちらの方が圧倒的に優勢であつた）、例へば東本願寺参務の中間空教は、「余輩が三十年来静かに此種の案件を研究せる所以は、先づ以て神社營業を根絶し、次で神社を廃業せしめ（神社財産は公益事業に神職は労働者へ）更に神を官公署の一室に奉安し以て眞の敬神を實現し、以て純『神国』の実に副はんとするが故なり。」と放言して神職たちの怒りを買つてゐる。⁽³⁴⁾

また、仏教者であつても、真言宗・勧修寺門跡の和田大圓（与謝野鉄幹実兄、『伝灯』初代主筆）は、「神社を骨抜

きにして古代の記念物的に取扱ふとするは、真宗徒の一部分の赤化異安心にして共産主義と共に我国七千万人の大部分の氏子は採用納得せざる所とす、」として、「神社即神ながらの道は憲法中の「信教自由」の内の「教」には含まず国民一般に敬ひ且つ祈るべきものとす。」と述べてゐる。⁽³⁵⁾

さらに、真宗大谷派の出身ながら既成仏教教団とは一線を画し、「無我苑」を主宰してゐた伊藤證信も、真宗教徒とキリスト教徒を批判して、彼らの教義上、「神社宗教論」にならざるを得ないはずだとして、「国家の祖先や国家の功労者を祭神とせる神社を国家が祭るのは極めて自然では無いか、之を祭らないで居るこそ却つて不自然の譏りを免がれないのである。又神の顕現としての神社、彌陀の化身としての神社を、国家が其威力を以て祭つて呉れるのであるから、基督教徒や真宗教徒も喜んで之を迎へ、且つ自らも進んで之に参加すべきでは無いか。況んや小学校の児童其他をして、神社を宗教的に参拝せしむるが如きは、日曜学校の宗教々育と相俟ちて大に之を随喜し且つ奨励すべきでは無いか。」と述べてをり、別の所でも神社批判の急先鋒である西本願寺司教の伊藤義賢と論争を展開してゐる。⁽³⁶⁾

昭和五年の時点における内務官僚の「神社参拝」理解を足立取『神社制度綱要』⁽³⁷⁾から窺ふと、国民と神社との係りについては、「實際ニ於テモ神社ノ祭祀ハ国家ガ祭祀令ナドノ法令ヲ以テ定メタル祭祀ニ限ラス、地方ノ慣習、神社ノ古例乃至ハ参拝者ノ希望ニ依リテ、種々ノ所謂私祭ガ行ハル。祭祀ノ形式ヲ離レテ見ルモ、神社ハ多数公衆ノ礼拝ノ対象ニシテ神職ハ参拝者ノ依頼ニ依リテ、或ハ神札ヲ授ケ或ハ祈禱ヲ為ス。斯ノ如キ点ニ於テハ神社ハ公衆ノ利用ニ供セラル、普通ノ营造物ト格別ノ差異アルナシ。然レドモ此等ノ点ハ神社ノ私的方面ニシテ、神社ノ重要ナル職能ナリト雖モ国家ノ宗祀ナル公的方面ニ対スル半面タルニ過ギザルナリ。」と述べてをり、神社には国家的公的方面と私的方面の両面があることを認め、氏子の権利義務として、「国家ハ個人ニ対シ宗教ノ信仰ヲ強要セザルコトハ憲法ノ確定スル所、又国家ハ神社ニ対スル敬礼ヲモ国民ニ法律ヲ以テ強要スルコトナシト雖モ国民ガ自ら進デ神社ニ対シ相当

ノ敬礼ヲ表スルコトハ国家ニ対スル国民ノ義務ナリト云フニ憚ラズ。」と記してゐる。国民には、法律で以て強要は出来ないが、「国民ガ自ら進デ神社ニ対シ相当ノ敬礼ヲ表スルコトハ国家ニ対スル国民ノ義務」であるとしてゐる。

五 むすび―「神社非宗教論」と「神社宗教論」の間―

近年、地域社会史といふアプローチによつて、「下から」の宗教ナシヨナリズムとしての一九二〇年代「国家神道」確立論を主張してゐる畔上直樹は、その斬新な見解を披瀝した注目すべき労作『村の鎮守』と戦前日本―「国家神道」の地域社会史―のなかで、「神社参拜」に係はる「強制」や「社会的抑圧性」を齎した大きな原因を、「下から」の運動性を持つて「国民的宗教」的な神社観を形成してゆく神社界の議論（積極的神社非宗教論の戦略的な「偽装性」）に求めてゐる。⁽³⁸⁾即ち、畔上は、昭和二年に全国神職会が首相・内相・文相に提出した「国家公ノ宗教」建議（但し、本建議は、神宮・神社、神官・神職は宗教法で律せられるべきでないことを訴へることが主眼であることに注意）や同年作成の山田新一郎『神社と宗教』、さらには昭和五年秋に作成された東京府神職会『神社問題の研究』を分析するなかで、神社界の公式見解たる「積極的神社非宗教論」は、ホンネの「神社宗教論」（「国家公ノ宗教」論、国民的宗教論）を戦略的に「偽装」する理論として打ち出されたものと見做してゐるのである。

しかし、先述した如く、神社界では、明治末期から大正期にかけて、すでに有賀長雄の「国教としての神道」（神道国教論）に注目し、議論を重ねてゐた。このことから分かるやうに、神社界はこの時点で、明治二十年代以来の「祖先神的」「世俗的」神観から脱却しようとしつつあつたのである。因みに「国家的神道（国体神道＋神社神道）」をあくまで「宗教」と捉へ、「日本の国民的宗教」として他宗教に優越するものと位置付けた加藤玄智も、有賀長

雄の「神道国教論」を自身の先駆として捉へてゐる。⁽²⁹⁾

そして、これまで見て来たやうに、大正期以降、昭和初年における「神社対宗教問題」をめぐる議論において、神界に係はる人々は、神社に「宗教的要素」が含まれるといふ認識で共通してをり、その上で、自分たちの国家的公共的な「神社」理解に沿はせつつ、政府の「神社非宗教論」を受容してゐたのである。

かかる実態を考慮するならば、畔上のいふやうに、神界の人々がそれぞれ戦略的な認識しつつ、あたかも一枚岩であつたかのやうな捉へ方は、聊か穿つた見方ではなからうか（当時、最大の課題であつた「神祇特別官衛設置運動」でさへ、その議論の仕方について足並みが揃つてゐた訳ではない）。その実態認識は共通してゐても、それぞれの「語り方」にヴァリエーションや相違があつてもをかくはなからう。

この神社界における「語り方」としての「神社非宗教」と「神社宗教」の互換性は、決して戦略的な「偽装性」を帯びたものではなく、明治末期から勃発した「神社対宗教問題」、即ち、個人の内面を特に重視する真宗教徒やキリスト教徒、さらには宗教学者らによつて「神社」の現状批判の道具として持ち出されてきた、「肯定的概念」としての「宗教」なる言葉の一般的流布を梃子にした、神社界による素直なカウンターの表現と見るべきであらう。言ひ換へれば、従来「宗教」概念を用ゐなくとも説明出来てゐたはずの「神社」でさへ、大正・昭和戦前期においては、「宗教」なる言葉を介さなければ、その「本質論」を語ることが出来なくなつてゐたといふことでもある。真宗・キリスト教の勢力や政府の如き「宗教／非宗教」（宗教か非宗教か）といふ近代的発想の二者択一ではなく、神社の国家性・公共性の重視は保持しつつも「宗教—非宗教」といふ振り幅のなかで捉へる曖昧かつ柔軟な見方は、結果的に明治神宮の参拝者たちの態度に顕著に見られるやうな、国民・大衆の感覚とさう隔たりは無かつたものではなからうか。

さらに大正・昭和戦前期の「神社対宗教問題」といふ経験は、非常に広い外延を持つ「国家的神道」概念を打ち出

した加藤玄智のみならず、一般社会において、「祭祀」（神社）や「教派神道」といふ（限定）から脱し、包括化・肥大化した「神道」なる言葉が〈肯定的概念〉として前面に立ち上つてくる契機ともなつたのである。⁽⁴⁰⁾

なほ、最後に一言しておくべきなのは、本稿で検討した昭和初年以降の展開に係はる重要課題として挙げられる、「戦時下」「戦時下」或いは「総力戦体制期」における「神社」といふ場（或いは近年その概念が混迷を極めてゐるため、余り使用したくはないが、「国家神道」と言ひ換へても良い）を介した「社会的抑圧性」の行使（即ち社会的強制力を伴つた「神社参拝」の風潮）と、昭和初年までの「神社対宗教問題」との関係如何といふことである。

阪本是丸は、「神社制度調査会にも政府・内務省にもかかる少数者の苦痛を真剣に受け止める度量の広さはなかつた。それは多くの国民も同じであつた。少数者の苦痛を切り捨てて、全国民に「敬神崇祖」の観念を普及・徹底させること、やがてこれが国家および大多数の国民の統一意志となる。その最大の契機が昭和六年の満州事変であり、それ以降の準戦時体制であつた。」⁽⁴¹⁾と指摘してゐる。そして新田均が述べるやうに、昭和六年九月十八日の満州事変勃発以降における「準戦時体制下」では、「信教の自由を根拠として神社参拝を拒否することが困難な雰囲気」⁽⁴²⁾が次第に醸成され、さらに昭和七年の上智大学事件（靖國神社参拝拒否事件）を経た後の「時勢」⁽⁴³⁾においては、「政府が推進した国民教化政策や軍部の神社・教育行政への介入などによって、昭和十年代には参拝拒否は事実上困難になつていき、ついに、宗教団体の制定に際して、参拝を拒否する宗教団体は認可しないとの方針が打ち出された。ここに至つて、憲法第二十八条は事実上、空文と化した。」⁽⁴⁴⁾のである。

それは、次に挙げる文部・内務の官僚たちによる「解釈」からも明らかであらう。

例へば、文部省宗教局保存課長・文部事務官の有光次郎は、「神社参拝と信教の自由」について、「神社は宗教団体ではないが宗教学上の意義に於ける宗教なりや否やは尚論議の存する処である。然るに憲法第二十八条に其の信教の

自由の保障せられる宗教は、規定の性質上謂ふまでもなく宗教学上の意義に於ける宗教である。故に神社が此の意義に於ける宗教なりとすれば、神社参拝は各人の自由であり、其の自由は憲法の保障する処となるのである。併しこの保障は一般臣民と統治権との關係に於て存在することであつて、神社参拝を一般社会生活上又は国民道徳上極めて高く評価し且之が勵行を図ることとは、自ら別問題である。又学校の教育方針上神社参拝を勵行せんとする時、二三の学生生徒が擅に自己の信仰に藉口して之を拒否することは学校内部の統制を紊るものであり、假令之が為に処分を受けることがあつても、それは学校对学生生徒なる特別關係にある事項であつて統治権对一般臣民なる一般關係にある事項でなく、従つて憲法第二十八條の関する処ではない」と述べて、「教育上の理由よりして学生生徒児童を伊勢神宮靖國神社等に参拝せしめ、報本反始の誠を致して愛国心と忠誠の念を表現せしむるが如きは、何等禁止する処ではない。」と断言してゐる。⁽⁴⁵⁾ また、内務省神社局事務官の岡田包義は、「神社と憲法第二十八條」について、「神社は宗教学上の見地よりして、神社が宗教の概念に包含せられると否とに拘はらず、憲法第二十八條に所謂信教の自由を保障せられたる宗教中に包含せられないことは当然のことである。／加之、若し現存宗教中に教則として神社の崇敬を認めざるものがあれば、憲法第二十八條に所謂「安寧秩序ヲ妨ゲ又臣民タルノ義務ニ背ク」ものとして、当該宗教自体が国憲によつて取締らるゝ關係に立つのである。」と言ひ切つてゐる。⁽⁴⁶⁾ さらに神祇院書記官の武若時一郎は、「神社は国民道徳の象徴であつて、全然宗教的觀念の外に在る。神社に対する崇敬は、其の信奉する宗教の如何に拘らず、国民たる者の違背すべからざる道徳上の義務である。従つて神社に対する崇敬は、憲法に依つて保障せらるる信教の自由とは無關係な、且之に超越する倫理的要請である、と看なければならぬ。」⁽⁴⁷⁾ と述べてゐるのである。

本稿が、あへてかうした時期の一步手前の段階で論述を止めたのは、未だ昭和戦前期を通しての見通しが不十分といふこともあるが、先述した畔上直樹のやうに、昭和初年の「神社对宗教問題」における神社界の議論から「準戦時

「下」以降の「強制」や「社会的抑圧性」に至る状況までを一直線に語るかのやうな議論は、（恐らくそれが当該分野の議論活性化のためにあへて刺激的な問題提起を打ち出してゐるのだとしても）果たして妥当性があるのだらうかといふ疑問からでもある。勿論、満洲事変前年の昭和五年段階までの「神社对宗教問題」が後年に全く影響を与へなかつたといふことはなからうが、そんなことをいふのなら、その実際の影響力から言つて、神社界の議論よりむしろ、当該問題の攻勢側であつた真宗教団やキリスト教団、さらには新宗教、或いは教育や政治、経済、司法などの各分野における「神社」や「神道」への眼差しの質的転回のプロセスこそ重視すべきであらう。いふなれば「積極的・肯定的概念」としての「宗教」概念の奪ひ合ひの觀を呈した「神社对宗教問題」そのものは、実際に様々な現場において惹起された、少数者に対しての神社参拝に係はる「強制」や「社会的抑圧性」の行使への引き金となつたものとは到底思はれないし、この間には埋め難い「飛躍」があるのであつて、それを埋めるためには何かしらの「跳躍台」が必要である。それが何なのか、については、今後の当該時期に関する具体的考察から導き出すほかはないのである。

註

- (1) 河野省三「神社对宗教問題の考察―神道性格論の一面―」（『神道学』第十一号、昭和三十一年）。
- (2) 戸村政博編『神社問題とキリスト教』（新教出版社、昭和五十一年）、福嶋寛隆編『神社問題と真宗』（永田文昌堂、昭和五十二年）。
- (3) 当時のキリスト者の神社觀は、「神道なるものは宗教の最も幼稚なるアニミズムの一種、所謂種族教で、之に何程の倫理道德の分子があつたかは知る事の出来ない所である。」から始まり、「国家に功勞ある者、社会教育に有用なる人々を紀念するの所」として存する神社のみを認め、それが「非宗教」的なものであるとすれば「基督教の信仰と神社敬礼

との間に何等の衝突を見るべき筈なく、又当局者の云ふが如く熱心なる基督教信者であつても神官になられざる筈なく、仏教の僧侶でも基督教の牧師でも同時に神官を兼ねる事が出来る訳である。」と述べる小崎弘道『国家と宗教』（警醒社、大正二年）四九、二二五、二二七頁に端的に現れてゐる。真宗の神社観は、花田凌雲『現在の神社問題』（興教書院、昭和二年）に「神社は国の経営なり／国は宗教を直営するを得ず／故に神社は宗教に互るを得ず／国若し宗教を直営せば他宗教の圧迫となる／宗教圧迫は憲法の蹂躪なればなり／神社は国民一般の崇敬対象たるを要す／宗教味を帯ふれば崇敬の普遍性を失ふ／故に神社の尊嚴は非宗教たるを要とす／神社の宗教分子排除は制度上当面の要件なり」とあり、岡道固『祈禱の問題』（龍谷大学論叢）第二七五号、昭和二年）に「神社に於ける祈禱は宗教的なもの、殊に幼稚な宗教的形式のもの、自分の所謂物的祈禱に相当するものであると断ぜざるを得ない。かくて神社に於て此如き祈禱が現存の事実として行はれてゐる以上は、少くとも此の点に於て宗教的因子を含むものと云はなければならぬだらう。」とある。東京帝国大学の初代社会学講座担当教授を務めた、当時衆議院議員の建部遜吾も、椎尾辨匡・建部遜吾『宗教問題 附神社行政』（同文館、昭和二年）三四〇頁で「宗教的崇拜は、神社に於いて行はるべきものにあらざる事」と述べてゐる。なほ、赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』（校倉書房、昭和六十年）一三一頁以下では、真宗やキリスト教の「神社問題批判が、しばしは淫祠邪教の取り締まりの要求と深く結びついた点」や、両者にとつて神社の「宗教性」は、「低級で迷信的な淫祠邪教」と同様のものではしかなかつたことが指摘されてゐる。

(4) 宮川仁蔵「明治神宮鎮座祭に於ける東京市聯合会青年団の奉仕―神宮崇敬と我國民の宗教気分」（加藤玄智編『神社對宗教』財団法人明治聖徳記念學會、大正十年）。

(5) 山口輝臣『明治神宮の出現』（吉川弘文館、平成十七年）二〇一頁。

(6) 近代日本における「宗教」概念の変遷については、新田均『近代政教関係の基礎的研究』（大明堂、平成九年）、山口輝臣『明治国家と宗教』（東京大学出版会、平成十一年）、磯前順一『近代日本の宗教言説とその系譜―宗教・国家・神道―』（岩波書店、平成十五年）、星野靖二『近代日本の宗教概念―宗教者の言葉と近代―』（有志舎、平成二十四年）などを参照。

(7) 葦津珍彦著・阪本是丸註『新版 国家神道とは何だったのか』（神社新報社、平成十八年）、井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』（第一書房、昭和六十二年）などを参照。

(8) 阪本健一『明治神道史の研究』（国書刊行会、昭和五十八年）、西田廣義『増補改訂 近代神社神道史』（神社新報社、

- 昭和六十一年)、阪本是丸『国家神道形成過程の研究』(岩波書店、平成六年)、同『近世・近代神道論考』(弘文堂、平成十九年)、佐々木聖使「神道非宗教より神社非宗教へ―神官・教導職の分離をめぐる―」(『日本大学精神文化研究所紀要・教育研究所紀要』第一六号、昭和六十年)、齊藤智朗『井上毅と宗教―明治国家形成と世俗主義―』(弘文堂、平成十八年)、秋元行人『国家神道の部局の誕生―神官・教導職から神社局独立へ―』(石川書房、平成十八年)などを参照。
- (9) 目黒和三郎「国民教育と基督教」(『全国神職会会報』第一九四号、大正三年)、寺本慧達『神社問題と真宗』(顕真学苑出版部、昭和五年)、孝本貢「思想国難」と神社―大正期を中心として―(『下出積與博士還曆記念会編』日本における国家と宗教』大蔵出版株式会社、昭和五十三年)、前掲赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』などを参照。
- (10) 大正期の「神社对宗教問題」における議論は、加藤玄智編『神社对宗教』(財団法人明治聖徳記念學會、大正十年)、それ以後昭和初年の議論については、中外日報社編輯局編『神社と宗教批判』(中外日報社、昭和五年)、『神社問題論叢』第一輯〜第三輯(會通社、昭和五〜六年)などがある。なほ、クリスチャンの吉野作造はこの時期、神社は宗教であってもなくてもいいとしつつも、神社参拝強制反対、政府の神社非宗教の制度に対する批判、さらには宗教法案反対(但し宗教に対する官憲の取締り、保護・監督は必要)の論陣を張った。田澤晴子「吉野作造における「国体」と「神社問題」」(『政治思想研究』第九号、平成二十一年)を参照。
- (11) 前掲阪本是丸『国家神道形成過程の研究』、拙稿「国家神道体制成立以降の祭政一致論―神祇特別官衙設置運動をめぐる―」(阪本是丸編『国家神道再考―祭政一致国家の形成と展開―』弘文堂、平成十八年)、同『近代国学の研究』(弘文堂、平成十九年)第八章「大正・昭和戦前期における祭政一致観の相克―八神殿奉斎問題と神道人・国学者―」などを参照。
- (12) 以下の引用は、中川友次郎・塚本清治・荻野伸三郎校閲、宮尾詮・稲村貞文『増訂 神社行政法講義』(集成堂、明治四十五年)九一―二、五六、五七、七七、七七二頁。同書は神社考証囑託宮地直一の指導と援助を得てゐる。なお、藤本頼生「近代の神社法令の整備過程と関係法令概説書にみられる「神社」概念―神社・氏子の意義を中心として―」(『神社本庁総合研究所紀要』第一四号、平成二十一年)も参照。
- (13) 足立収『神社制度綱要』(中外印刷株式会社出版部、昭和五年)、児玉九一『神社行政』(常磐書房、昭和九年)などを参照。一方、寺院の法的性格については、下間空教『宗教法研究』(下間空教遺稿刊行会、昭和十二年)一五〇頁に

- 扱れば、「寺院トハ實質上三宝（仏、法、僧）具備ノ宗教団体ナリ。法制上特殊の公益法人ニシテ民法ノ社團法人、財団法人ニ非ズ。其ノ實質基礎ニ於テ、教会ガ社團性タルニ對比シテ寺院ハ財団性ヲ有ス。」とされる。
- (14) 宗教行政法においては、「参拝トハ信仰上祈念ノ形式ナリ。祈念トハ念願ニシテ之ヲ形ニ表現シタルモノヲ札拝、祈禱其他ノ宗教的儀式トナス。」と理解されてゐた（新田邦達『宗教行政法要論』敬文堂書店、昭和八年、二六四頁）。
- (15) 池邊義象「神社主義」（『神社協会雜誌』第二三五号、大正二年）。かかる池邊義象による神社と海外の信仰施設（慰霊・顕彰施設）に関する国際比較の観点は、すでに『佛國風俗問答』（明治書院、明治三十四年）、『歐羅巴』（金港堂書籍、明治三十五年）、『帝國軍人読本』第三（厚生堂、明治三十八年）などに表れてゐる。この点については、拙稿「慰霊の「公共空間」としての靖國神社」（『軍事史学』第一八七号、平成二十三年）を参照。なほ、山田顕義や井上毅ら政府要路や神職・国学者らの世俗的な「非宗教的」「祖先神的」神観の淵源は、明治初年以來の真宗教団による外圧的な「神道非宗教論」とともに、明治十年代半ばの「祭神論争」の反省に基づく内発的な「祭教学分離」にあり、明治二十五年前後に帝國議會への陳情などで活躍した神道家・国学者らの集団である壬辰組（深江遠廣・池永静馬・秋山光條・芳賀眞咲・井上頼圀・宮地厳夫・鹿島則泰・下田義天類ら）が、「神社ト教会トノ區別」は判然としてゐるのでそれを混することを戒め、「本邦ノ神社ハ、即皇室ノ御祖宗、所謂皇祖皇宗ヲ始メ奉リ、吾人ノ祖宗、即氏神ヲ祭ルモノニシテ。」（丹治経雄『壬辰組講究録』同労社、明治二十五年）と述べてゐたやうに、明治二十年代半ばには確立してゐる。佐々木聖使「国家神道における「神」観の成立」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第三五号、平成十四年）、前掲拙著『近代国学の研究』第四章「明治期の祭政一致論・国民教導と祭教学分離——主斎神の変遷と皇典講究所の創立——」などを参照。
- (16) 『全国神職会沿革史要』（全国神職会、昭和十年）一九頁。
- (17) 有賀長雄「神道国教論」（『皇典講究雜誌』第二二号、明治四十三年）、同「国教としての神道」（『全国神職会会報』第一四七〜一四九号、明治四十四年）。
- (18) 塚本清治「神社行政に関する注意事項」（『神社協会雜誌』第一七卷第四号、大正七年）。
- (19) 當山春三「敬神と實際生活」（神宮奉斎会宮城本部、大正七年）一二六〜一二八頁。
- (20) 安原清輔「神社と宗教」（弘道館、大正八年）四六六頁。
- (21) 今泉定介「拡充さるべき神道の意義」（『皇國』第二六九号、大正十年）。
- (22) 今泉定介「神社非宗教論」（神宮奉斎会、大正十五年）。

- (23) 櫻井稻麿『現行神社法令通解』帝國神祇学会、昭和二年) 一三、二四、八四頁。
- (24) 「神社制度調査に關して 東京府神職總代の声明書」(『皇國時報』第三七六号、昭和五年)、前掲『神社問題論叢』第一輯を参照。
- (25) 「果然、基督教徒より神社問題の進言書」(『皇國時報』第三八六号、昭和五年)。
- (26) 「神社に就て諸氏の意見」(皇典講究所、昭和五年)。「所謂神社問題」(『國學院雜誌』第三六卷第六号、昭和五年)と同内容。
- (27) 山田新一郎『神社と宗教』(皇典講究所・全國神職會、昭和二年)。
- (28) 『神社崇敬の大義』(埼玉県神職會、昭和五年)。
- (29) 「神社問題の研究 神社宗教非宗教論に就いて」(『皇國時報』第四〇一号、昭和五年十一月一日)。
- (30) 『神社制度調査會議事録①』。
- (31) 『神社制度調査會議事録①』。また、神道(本局)管長の神崎一作や大社教副管長の千家尊建など教派(宗派)神道の關係者も広い意味で神社關係者と言つて良く、その論じ方は様々だが、基本的に神社の宗教性を認めつつ、その宗教的部分は教派神道部分で保管すべきとの論で、神社界の言論に対して好意的であつた(前掲『神社問題論叢』第一〜三輯)。
- (32) 小野清秀『神社と宗教』(矢部善三、大正十四年)一〇一頁。
- (33) 奥海兵作『町村行政と神社の施設』(奥海兵作、昭和五年)七九頁。
- (34) 下間空教『神、神社、神社營業』(前掲『神社問題論叢』第一輯)。
- (35) 和田大圓『神社と祈禱』(前掲中外日報社編輯局編『神社と宗教批判』)。
- (36) 伊藤證信「神社は宗教にあらざるか」(前掲中外日報社編輯局編『神社と宗教批判』)、「神社宗教論―伊藤義賢氏の評言に就て―」(前掲『神社問題論叢』第二輯)。
- (37) 足立取『神社制度綱要』中外印刷株式會社出版部、昭和五年)四、九七頁。内務事務官の足立取は、かつて「我國家は國民が如何なる宗教を信仰するかは自由にして居りますけれども、國家の宗祀たる神社に対して國民個人々々の信仰如何に拘らず相當な敬礼を表示しろといふことを要求することは當然であらうと思ひます。寧ろ神社に対して相當な敬礼を表するといふことは日本の國体に対する敬礼と同一であります。」と述べ、外國人が日本國家や國旗に対して敬意を表するのと同様に神社に対しても相當な敬意を表しなければならぬとして、「神社に対する個人の關係に於きま

- しては之を信仰するの義務はないかもしれませぬが、相当成る敬礼を表する義務があるといふて憚らぬのであります、其敬礼を表する方法は私はどうでも宜しいと思ふ、神前に於て南無阿弥陀仏と唱へませうとも、アーメンを唱へて拝みませうとも、其形式は各人の信仰の自由に任して宜しい、其手段方法形式はどちらでも無論差支ないことであります。」と主張してゐる(『神社行政の概念』『神社協会雑誌』第二六年第八号、昭和二年)。神社参拝作法についての同じやうな見方は、昭和六年一月十二日の神社制度調査会第七回特別委員会で寛克彦も言つてゐる(『神社制度調査会議事録①』)。
- (38) 畔上直樹『村の鎮守』と戦前日本―「国家神道」の地域社会史―(有志舎、平成二十一年)第七章「信教の自由」と戦前「村の鎮守」の活性化」。
- (39) 加藤玄智『神社問題の再検討―神道の本義と我が国の教育―』(雄山閣、昭和八年)一四三―一四五頁。
- (40) 前掲拙著『近代国学の研究』第七章「近代における国学の展開と神道学の成立―国学の細分化過程と学問の再編成―」を参照。
- (41) 前掲阪本是丸『国家神道形成過程の研究』三二―三四頁。
- (42) 新田均「近代日本政教関係の時代区分について」(憲法政治学研究会編『近代憲法への問いかけ』成蹊堂、平成十一年)。
- (43) 田川大吉郎『国家と宗教』(教文館、昭和十三年)、田川大吉郎・沖野岩三郎『日本と基督教 神社問題』(教文館、昭和十四年)、木津無庵『神社と宗教の問題』(破塵閣書房、昭和十六年)などを参照。
- (44) 新田均『現人神』『国家神道』という幻想』(PHP研究所、平成十五年)二〇九頁。また、前掲赤澤史朗『近代日本思想動員と宗教統制』、阪本是丸『内務省の「神社非宗教論」に関する一考察』(前掲同『近世・近代神道論考』)も参照。
- (45) 有光次郎『宗教行政』(常磐書房、昭和九年)三七頁。
- (46) 岡田包義『神祇制度大要』(政治教育協会、昭和十一年)二七頁。
- (47) 武若時一郎『神社法』(良書普及会、昭和十八年)二八頁。

附記

本稿は、日本宗教学会第七十一回学術大会（於 皇學館大学、平成二十四年九月八日）パネル発表「国家神道」における公共性と宗教性―昭和戦前期を中心に―」（パネル代表者：藤田大誠）における口頭発表原稿をもとにしたものであり、平成二十四年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）基盤研究（C）「帝都東京における神社境内と「公共空間」に関する基礎的研究」（研究課題番号：二二五二〇〇六三、研究代表者：藤田大誠）並びに平成二十四年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究（C）「近現代日本の宗教とナショナリズム―国家神道論を軸にした学際的総合検討の試み―」（研究課題番号：二二五二〇〇七九、研究代表者：小島伸之）における研究成果の一部である。